

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時03分

閉会時間 午後 1時34分

日時 平成28年10月18日（火）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功
桜本 広樹 遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌
渡辺 淳也 宮本 秀憲 早川 浩 上田 仁
佐藤 茂樹 清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎 森林環境部理事 前沢 喜直
森林環境部次長 笹本 稔 森林環境部次長 石原 啓史
森林環境部技監 小林 均 森林環境総務課長 市川 美季
大気水質保全課長 古屋 敏彦 環境整備課長 村松 稔
みどり自然課長 平塚 幸美 森林整備課長 金子 景一
林業振興課長 桐林 雅樹 県有林課長 山田 秋津 治山林道課長 鷹野 裕司

労働委員会事務局長 小林 明 労働委員会事務局次長 小林 善太

総務部長 前 健一 総務部理事 塚原 稔
総務部次長（防災局次長兼職） 若林 一紀
総務部次長（人事課長事務取扱） 中澤 宏樹 職員厚生課長 秋山 晶子
財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一 財産管理課長 塩野 開
行政経営管理課長 上野 良人 市町村課長 森田 貴夫
情報政策課長 中野 修

防災局長 宮原 健一 防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 廣瀬 久文
消防保安課長 小澤 浩

人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

議題 認第1号 平成27年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時4分から午前11時18分まで森林環境部・労働委員会事務局関係、

決算特別委員会（平成 28 年 10 月 18 日部局別審査）会議録

午前 11 時 39 分から午後 1 時 34 分まで総務部・防災局・人事委員会事務局関係の部局審査を行った。（午後 0 時 6 分から午後 1 時 00 分まで休憩をはさんだ）

質 疑 森林環境部・労働委員会事務局関係

（収入未済額について）

山田（一）委員 恩賜県有財産の森の 13 ページ、収入未済の土地貸付料の詳細を教えてくださいませんか。

山田県有林課長 ただいまの御質問にお答えいたします。土地貸付料につきましては、3 件ございまして、温泉施設、木材加工協同組合、清里の森の別荘の借地によるものであります。

山田（一）委員 森の 14 ページの諸収入のところにもちょっと関連するかもしれませんが、これは貸付料については違約金とか、そういう問題は発生しないのでしょうか。

山田県有林課長 当然、違約金等発生しておりまして、森の 14 ページの 2 の収入未済額の違約金及び延滞利息に記載しています。

山田（一）委員 次に、林業・木材産業改善資金特別会計の中の収入未済なんですけど、これも同じように、この説明と、違約金の記載がないのでその御説明をいただけますか。

桐林林業振興課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。収入未済額の 2,277 万 9,000 円ではありますが、以前、貸付をしているもののうち、3 事業者におきましてさまざまな理由から元金の返済が滞っているものであります。なお、違約金につきましては、主なものを挙げておりまして、この 3 件 72 万 5,582 円が発生しているところであります。以上であります。

山田（一）委員 細かいことですが、一応、ほかの部局は、違約金は違約金という表示をしているので、元本の償還金だけでやっぱり表示を分けたほうがいいと思いますので、お願いします。

次に、山梨県公報の平成 27 年 11 月 30 日で、まず森林整備課の 26 年度の監査が行われた中に、27 年の 6 月 17 日、7 月 30 日の監査の中で、きのうあった案件と同じような案件があるんですが、歳入について次のとおり収入未済があったということで、土砂の不法投棄にかかる不当利得の返還請求ということで、過年度分、3,328 万 6,050 円、これは 27 年度においてどのように推移しているのかお答えをいただきたい。

金子森林整備課長 これは、上野原の野田尻の土砂崩落に伴うものでございまして、平成 18 年の 7 月に土砂崩落があつて、仲間川をせきとめた、案件でございまして。この対象者が平成 26 年の 4 月 3 日に死去されて、その後、相続権者が相続放棄をされたということで、これに関しましては実は 26 年度に行政代執行の計画があつたのですが、これができなくなったということで、今年度、この対応策についての検討を進めているということでございまして、債権につきましては、河川法にかかわる債権が優先債権でございまして、そこと連携しながら回収方法を検討しているところでございまして。

山田（一）委員 昨日の委員会で、県土整備部でもこの問題がありまして、同じ案件だと思うのですが、いかがでしょうか。

金子森林整備課長 案件としては1つでございまして、林地開発の許可を得ずに残土処理をしていたところの土砂が川に流れ込んだという案件でございまして、河川を守るべきところが治水課で、そちらのほうは仮排水とか土砂の撤去をやりまして、森林のほうの対策は森林環境部が行っているということでございます。

山田（一）委員 1つの案件を2つに割っている事案だと私は思うのですが、このような問題について、どのように考えれば良いのでしょうか、出納局次長に伺います。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 代執行や災害防止の工事というのは、それぞれの法律に従って処理をされるので、支出とすればそれぞれの部局で予算計上し、執行することになります。今、森林環境部からも説明がありましたように、債権の回収については共同して行い、また、可能な範囲で情報交換を行い、処理を進めております。

山田（一）委員 じゃあ、次に、同じく林業振興課についてであります、ここにも過年度の林業木材産業改善資金、今言った説明と似ているところもあるのですが、ここに多額の計上があるんですが、これは先ほど説明いただいたものと同じなんですか。

桐林林業振興課長 ただいまの委員の御質問であります、先ほど答えたものと同様であります。

山田（一）委員 もう一つ、森林環境の県有林課も同じように指摘を受けているのですが、清里の別荘地の建物撤去費用と明け渡し訴訟、この分は現在どのようになっているのでしょうか。

山田県有林課長 先ほど御説明しました清里の森の別荘の貸地の部分に該当するものです。この案件につきましては、個人の方が別荘を所有していて、裁判によって撤去していますが、その債権が残っている状況になっているものです。建物自体の撤去等も行政代執行で行い、その費用もまだ残っている状況です。

（不用額について）

桜本委員 森の9、10、あるいは森の17の、不用額のうち職員給与の執行残がかなりの金額になっているのですが、ちょっとこの説明をいただけますか。

市川森林環境総務課長 これにつきましては、主に時間外手当が想定していたものよりも縮減されたことによる差額などがございます。

桜本委員 例えばですね、森の9、環境衛生総務費、職員給与執行残4,700万円とかですね。そんな時間外手当云々という次元を超えた執行残だと思うんですが。例えば、次のページの10においても林業総務費8,500万円ですか。そういうふうな、ちょっと、今の説明では合点が行く内容じゃないと思うんですが。

市川森林環境総務課長 時間外手当のほかに、予算をつくるときに前年度の現有の人数で予算を積算しておりまして、それが欠員等が生じたことによって、その分の給与費が削減されているという状況になっています。

桜本委員 これだけのやっぱり人の管理というか、計画というのがおろそかになってくると、他の事業にも相当影響するじゃないですか。そんな簡単に人の確保が、ある

いは計画ができなかったとか、そもそも人がいるからこそ事業ができることであって、事業があるからこそ人があるという、どういう形式でやっているんですか、それでは。今の考えだと、人がいるから事業があるというような建前になっちゃいますよ。

市川森林環境総務課長 職員給与費の予算を計上する際に、現在の職員体制で予算を計上させていただきます。その後、例えば採用不調などがございまして、人員が確保できなかったというふうなことがございまして、そういったことによってこういった差額が生じてしまうというところでございます。

桜本委員 報告書を見ると、例えば、備考欄にそういったいろいろな事業の執行残だとかそういったところが大きく出るところは、同項目より流用だとか、他の部分に流用するというようなこともあるわけですよ。そんな中で、例えば年度初めに人の手配ができなかった場合、例えば補正とかそんなものは盛らなくて、その款の中で流用を図るというやり方というのはないんですか。

市川森林環境総務課長 そういった対応も必要であったかというふうに思っておりますが、27年度についてはそういうことをしていなかったということでございます。

桜本委員 いやいや、それじゃあね、27年度がどうのこうの云々ということではなくて、部長おいでになりますね、部の体質というんですか、そもそも例えば4月1日付の中で、例えば27年度の事業を盛ると。そして、人の手配ができなかった、あるいは採用ができなかったということに対して、盛ってあるお金というのは、他の不足できるようなところにプールしておいて、補正だとかそういった措置をとらないで、その中で流用を図ることが一般的な企業の中でも常識じゃないですか。それを27年度においては、森林環境部においてはそういった流用をしなくて、それゆえ、必要な事業においてはそれぞれ6月、9月、12月の補正で盛っていたということなんですか。一般的にはそういった手配がつかないものは内部で流用し合うという、そういった考え方が一般的じゃありませんか。

保坂森林環境部長 人件費が今、総務課長のほうで説明をさせていただきましたように、前年度、現員現給で予算を計上して、翌年度、当該年度になって採用不調等で減員が生じた。その減員に対して、例えば臨時職員を雇うということもあります。その場合は、職員給与費から、賃金がない場合ですね、職員給与費のほうから流用させていただいて、使わせていただくということをしております。ただ、ほかの事業には、やはり事業を行う際、県議会ですべて予算をお認めいただいて使っておりますので、やはりそれぞれの議会ごとに新しい予算については提案させていただいてお認めいただいた後、使うというようにさせていただいております。

桜本委員 ちょっとね、金額を見るとびっくりする金額であって、例えば、企画総務で1,370万円、環境衛生総務で4,730万円、そして林業総務では8,585万円ですか、桁違いな金額なんですね。これだけ職員の採用がうまくいなくて、これだけのものを不用とするということではなくて、じゃあ、この人件費の不用の部分を不用にすることなく、違う人的なものではなく、例えば100万円の事業で、もうちょっと50万円あれば、もうちょっとものが追加できるんじゃないかっていう、そういった、課の中でもさじかげんでうまく使われなかったお金の運用というものができたはずじゃありませんか。

あるいは、例えば6月の補正ですから、その中の本予算の減額だってそこで

きるわけですよ。職員の採用がうまくいかなかった、この部分については例えば 6 月の補正で減額をしてという減額措置だってできるわけじゃないですか。そういった考え方というのはないんですか。一般的には企業の中で、例えば理事会等を開きながら、あるいは役員会を開きながら、この部分はちょっと使えなくなったので、ほかの事業に回すとか、そういったふうな、その部分で減額補正というものを、補正の議会もあるわけですから、そういうときにその都度、その都度、やっぱり減額するというのが、人件費なんていうのは目に見えているわけですから、その都度すべきじゃありませんか。

保坂森林環境部長 委員の御指摘のとおり、大きな額が不用額という形で残っているのは、やはりどうかというふうに感じるころであります。あと、減額の補正については、毎年、12 月に職員給与の改正等がある場合もありますので、そこを見据えて補正等をさせていただくというような形になっておりますので、それぞれの月で減額というようなことはこれまで私どものほうも要求したことはございません。

桜本委員 それぞれの月ということではなくて、議会の中には 6 月、9 月、12 月というような議会もあるわけですから、そういったところについては、やはりこの大きい部分については補正減額という形にして、新たな事業費の形や、減額したものを違う事業に振りかえるとか、そういったやっぱり柔軟な考え方というのはこれから必要だと思うんですよ。これだけの大きい金額。それを答えていただいて終わります。

保坂森林環境部長 大きな額の不用ですので、見積もる際にはよく精査しながら盛るようにさせていただくということと、あと、予算の執行につきましても、柔軟に対応できるような形でまた財政サイドともいろいろ打ち合わせをさせていただいていきたいというふうに考えております。

（県産材需要活性化事業費について）

遠藤委員 森の 6 ページの県産材需要拡大の推進に 5 億 5,700 万円余ですけれども、これ、成果説明書の 34 ページで、木材産業の活性化に寄与したとありまして、5 件の助成をしたということなのですが、この内容を教えていただきたいと思えます。

桐林林業振興課長 木造公共建築物を整備する市町村等への助成というところでありまして、それにつきましては、まず早川町庁舎、あるいは西桂町の YLO 会館等でありまして、市町村につきまして 3 つ、それから、学校法人につきまして 1 つ、社会福祉法人につきまして 1 つ、以上 5 件といったところであります。

遠藤委員 その財源は県費、国費、こういった内容なんでしょうか。

桐林林業振興課長 財源につきましては、国費であります。森林整備加速化・林業再生基金といたしまして、国からの交付金を財源としまして、県におきまして基金を積み、そこからの繰り入れの事業などにより実施しております。

（借換債について）

遠藤委員 それでは、次に森の 14 ページですね。借換債がありますけれども、この内容をちょっと御説明いただきたいです。

市川森林環境総務課長 これにつきましては、公共事業を実施する際にさまざまな起債を活用して事業をしております。それを償還するに当たりまして、より有利なものに借りかえをして県の負担を抑えていくというふうな部分で借換債というものを活用しているということです。

遠藤委員 借り換えだから、何かを返して、これを借りたということですよ。逆ですか。その入り繰りの説明をお願いしたいと思います。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 借換債については財政課でないとわからないかもしれませんが、必要であれば後ほど説明に行くようにさせていただきます。

遠藤委員 これが森 17 ページの元利償還金に来ているのかなと思ったのですが、要するに、借り換えをすることによって、これだけ不用額が出たという、そういう内容なのかなと思ったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） それも併せて対応させていただきます。

（林業・木材産業改善資金特別会計歳出決算について）

遠藤委員 それから、森の 21 ページで、多分、ちょっと、私、聞き漏らしたと思うんですが、要するに支出が少な過ぎることなんですから、もう一度御説明いただきたいと思います。

桐林林業振興課長 ただいまの委員の御質問であります。支出につきましては、貸付でありますので、急に事業者から要望があった場合、その要望に応えるために、例えば平成 22 年度 5,600 万円の貸付要望があったところであり、そういった状況から予算計上としては最近の一番高い額の 7,100 万円を計上させていただいております。平成 27 年度につきましては貸付が 1,200 万円となっております。その差額分が不執行という形で大きく出ているといったところであります。以上であります。

遠藤委員 この審査はどこでやるんですか。貸付の審査ありますよね。それをどこでやっているのかお伺いします。

桐林林業振興課長 これにつきましては、現在、転貸という形で原資を県民信用組合のほうに貸付をいたしまして、県民信用組合のほうでそのような審査をしているところであります。以上です。

（不用額について）

山田（七）委員 森の 10 と 11 のところで、私、この不用額というのがあまりよくわからないんですけれども、治山等、いろいろな執行残が残っているんですよ。これで、今、本当に公共工事、土木建築業者って本当に厳しい立場、状況でいると思うんですけれども、この執行残を残さずね、何ていうんですか、次の事業を前倒して公共工事として出すっていう、そういうような形はとれないんでしょうか。

鷹野治山林道課長 委員の御質問にお答えします。森の 10、森の 11 ですが、森の 11 の治山費につきましては、3 億 7,650 万円余計上されているわけですが、その代表的な事例の 2 個目、小規模治山災害復旧事業費執行残と、1 つ飛ばしまして、災害関連緊急治山費執行残、この 3 億円と 2,050 万円は、山地災害等があった

場合、その復旧に要する経費を予備的に計上しているものでございまして、実質上は森 11 の治山費は 5,600 万円ほどの残となっております。同じく森の 11 ページの一番下の 2 つですが、林道災害復旧費と治山施設災害復旧費も治山施設とか林道施設が災害を受けた場合に復旧する予算として計上してございまして、そこの不用の、林道で言いますと、27 年度林道災害復旧費執行残 1,500 万円。治山施設のほうは特になかったものですから、これは予備的計上ということで御理解をいただきたいと思っています。

実際に森の 10、一番下の林道費等約 4,400 万円、先ほど言いました治山費の約 5,600 万円、不用額が出ておりますが、国補事業を当初予算を予定していたよりも内示された額が下回っていたものですから、再三、林野庁をはじめとする国に対して要望してきましたけれども、結果的に当初予算まで行かなかったというところでございます。

ただ、林道費につきましては、年度の途中で森林管理道の開設費で、国費で 5,700 万円、事業費で 1 億 2,000 万円を 11 月頃に林野庁からいただけたというお返事をいただきまして、あと、治山費につきましては、保安林改良費というのを同じく年度途中で当初の内示に追加して国費で 1,000 万円、事業費で 2,000 万円の追加内示はいただいたものですがけれども、当初予算に達しない分が不用として出たというところでございます。

山田（七）委員 どうもありがとうございました。公共土木建築業者の皆さん、本当に苦しんでいますので、ぜひとも有効に、残の出ないような形の中で、無駄なことをやってもらっては困るのですけれども、執行していただきたいと思えます。
（森林環境税について）

もう 1 点、この森林環境税なんですけれども、今、県で森林環境税を 1 人当たり 500 円ずつもらっているんですけれども、この税金というのは、このどこに反映されているんでしょうか。

市川森林環境総務課長 森林環境税でございますけれども、県民税に上乗せをする形で 500 円ずついただいております、それを森林環境のために使うということの目的を明確にするために、森林環境保全基金というものに積み立てております。それが森の 2 ページの一番下に、森林環境保全基金繰入金という形で入っております、これを充当して事業を実施していくということでございます。

（森林整備について）

清水委員 成果説明書の 32 ページの健全で豊かな森林づくりの推進ということで 5 つの課が絡んだテーマなんですけれども、このテーマは山梨県の命のテーマだと思うんですね。それで、ちょっと教えていただきたいんですけど、森林整備って非常にアバウトな表現になっているんですけど、中身は何から何までを森林整備として遂行しているのか教えてください。

金子森林整備課長 森林整備につきましては、植栽から枝打ち、除伐、間伐、こういったもの、木を育てていく過程全てを森林整備ということにしてございます。

清水委員 間伐材の搬出とあって、そういうものも含まれて整備と言っているんですか。

金子森林整備課長 間伐における材の搬出も含めて、森林整備ということでございます。

清水委員 あと 1 つお願いしたいんですけど、森林整備を毎年今までもやってきて、これ

からもやっていくと思うんですけども、これをいかに生産性を上げていくかっていうね、少ないコストでやっていくかっていうのはすごい重要だと思うので、きょうは即答できないと思うんですけども、1ヘクタール当たりの森林整備費の過去5年間のデータをまた後でいただきたいと思います。

望月委員長 それは後日の総括のほうで。じゃあ、後ほど資料の提供をお願いします。

（成果指標の達成状況について）

上田委員 済みません、1つだけ教えてください。この成果説明書、31ページですけども、成果指標の達成状況ということで表があるんですけども、この考え方というか、この数字っていうのはどういう数字なのか教えていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

金子森林整備課長 今、委員おっしゃられたのは、森林整備の実施面積についてでよろしいでしょうか。森林整備の実施面積から申し上げます。森林整備につきましては、国におきましても森林吸収源対策ということで、二酸化炭素を吸収する機能を保持していくための森林整備というのを進めておりまして、それが第2期約束期間、平成25年から平成32年まで、この間、国では年間52万ヘクタールの森林整備を行っていくと。これに対して県では、同じく8年間で4万8,000ヘクタールの森林整備を行っていくということを目標にしておりまして、年間6,000ヘクタールの森林を整備して、地球温暖化もさることながら、森林整備全体のレベルとしては、その数字を掲げているというところでございます。

桐林林業振興課長 続きまして、次の木材生産量であります。木材生産量につきましては、昨年12月に策定しましたやまなし森林林業振興ビジョンにおきまして目標値を31万立方メートルとしておりまして、この基準値につきましては、国の統計値の素材生産量15万6,000立方メートルとなっているところであります。今後、さらに県におきまして、さまざまところに使われております木材量につきましても調査をしながら、木材生産量を把握していきたいと考えているところであります。以上であります。

山田県有林課長 最後の3つ目について御説明させていただきます。これにつきましては、森林に親んでもらうことで、観光客をふやすというのがそもそもの趣旨でございます。数字につきましては、観光入込客統計調査というのを実際に実施しておりまして、その統計の中で自然に親しむという項目がございます。それをベースに拾っているものでございます。

上田委員 済みません、数字の確認だったので中身のことはあれですけども、要は目標値が5年計画なり何なりなんだけど、1年で269%行ったりっていうことだったものですから、目標値の設定がどうなのかなと思って聞いただけですけども、結構です。

目標値と現況値が、目標値、どういう格好で数値を出したのか、根拠は聞きましたけれども、いかにも1年で269%っていうのも何かあれですし、今後の目標値みたいなものはまた変えていってやっていくことになるのかどうか。その数値の目標値をどういう格好で設定して、この結果の現況値を見ると、例えば木材生産量はゼロだったわけですね。それは5年後には31万立方メートルになるのかどうか。成果としてどうかということをお聞きしたかったんですけども。

山田県有林課長 入込客数につきましては、3つの森林公園を指定管理に出してしまして、その森林公園の指定管理認定時の伸び率というのを平均しまして、それを過去計画時点の入込客数に掛けて数字を出したものです。

今回は非常に伸びたのですけれども、この後まだどういうふうに動いていくのかわからないところもあります。このまま伸びていくようですと、目標値の修正等も検討する必要があると思っておりますが、現時点では未定です。

（木材生産量について）

小越委員 単純な質問ですけれども、先ほどの31ページ、成果説明書の、木材生産量の現況値は平成26年の15万6,000立方メートルっていうのしかないんでしょうか。さっき統計調査を駆使して出すって言ったんですけど、これ、5年おきにしか出ないのか、次も31年まで出てこないのか。平成26年しかでないんでしょうか。

桐林林業振興課長 基準である15万6,000立方メートルは国の統計値でありまして、国の統計につきましては、今般、平成27年度版が出たところでありまして、国の統計からいきますと、平成27年度は15万3,000立方メートルということになっております。

小越委員 平成27年度が15万3,000立方メートルとわかっているのであれば、そう書いていただきたいと思えます。そうしますと、平成26年度のときに比べて15万3,000立方メートルに減っているわけですよ、ここが。そこが減っているのかふえているのか、現状値をここに書かないのは、ちょっとこの決算の審議をする中で、わかっているのに書かなかったのは、ちょっとこれは不作為だと私は思ひまして、ちゃんと訂正してもらいたいと思ひます。

それで、もう一つ、34ページの、地域型利用・供給システムの構築に向けた地域協議会の設立・活動支援の4地域、これはどこになるんでしょうか。

桐林林業振興課長 先ほどの統計でありますけれども、私どもは、国の統計は国のほうが調査して調べていきますので、県調査としまして、国が調べていない製材所ですとか、そういったようなところにつきまして県として調査をしながら、この木材生産の実績を積み上げていきたいというふうに考えておりまして、現在、その県調査を調査中といったところでありまして、先ほど私が言った答弁につきましては、国の統計から言うと、平成27年度の数字が出ているということで、それが15万3,000立方メートルということになります。

今、もう一つ質問がありました4地域につきましては、山梨市、道志村、南アルプス市、それから富士北麓地域の市町村及び団体が集まりました富士北麓地域という4地域となっております。

小越委員 もう1回蒸し返すんですが、さっきの、じゃあどうなっているのかわからない。15万6,000立方メートルというのは、これは国の統計じゃなくて、県の調べた調査で平成26年度に15万6,000立方メートルだと。国がやったのは15万3,000立方メートルというのと、そこ、どうして差が出てくるんですか。県が調査したら、国の調査よりふえるんですか。平成27年度は一体どういう数字なのか、この根拠がわからないんです。ふえているのか減っているのかで、次、どういう手を打っていくのか違うので、ここの数字は誰が出した数字なのか、次、出てくるのか。それは次に出てくる数字は誰の責任で出てくるのか。はっきり言ってください。

桐林林業振興課長 まず、31 ページにある 15 万 6,000 立法メートルにつきましては、国の統計の数値であります。それから、先ほど言いました 15 万 3,000 立法メートルにつきましても、国の統計であります。今後、県といたしまして、先ほど言いましたように、さらに調査をいたしまして、現に県における木材生産量が幾つなのかを、県として、国の統計も踏まえまして調査をし、数字を明らかにしたいというふうに考えているところであります。

小越委員 ということは、結局、15 万 6,000 立法メートルだか 15 万 3,000 立法メートルって、国の統計を使ってやっているわけだから、これは 15 万 3,000 立法メートルって、訂正するべきじゃありませんか。国の統計でやっているんだったら。そうしないとね、この決算含めて、何がよかったのかよくなかったのかわからなくなってしまう。減っているのか、ふえているのか、現状維持なのかというのが、ここは大きな問題です。ちょっと考えていただきたいと思います。

桐林林業振興課長 委員がおっしゃるとおりに、いわゆる一つの統計的な数字という形となりますので、過去、現在がわかるような形で表記はし、どんなふうな形でふえているのか、あるいは減っているのかということもあるんですが、どんなふうにもふえているのかといったところがきちんとわかるように表記はしていきたいと考えております。

小越委員 何しろちゃんとわからないと困りますので、ここ、間違っているなら訂正しておいてください。そうしないと審議が全然違う方向になってしまいます。

（森林整備加速化・林業再生基金繰入金について）

それから、森の 2 ページ、収入済額の森林整備加速化林業再生基金繰入金ですけど、前年度よりも基金の繰り入れの金額が減っているのはなぜなのでしょう。

桐林林業振興課長 これにつきましては、森林整備加速化・林業再生基金を使いまして各種事業、いわゆる先ほどちょっとお話ししましたが、木造公共施設ですとか、そういった施設整備、ないしは各種事業にこの基金の趣旨に合致する事業を進めていきますので、年度年度におきましてこの基金の対象事業、また、その対象額が違ってきていますので、そのような形で前年度との変わりが出てくるといったところでありまして。

小越委員 それはどのように変わったんですか。中身的には。

桐林林業振興課長 平成 26 年度と 27 年度ということになるかと思いますが、平成 26 年度につきましては木質バイオマス利用促進に対しまして 2 億 3,500 万円余、また、木造公共施設等整備 1 億 4,700 万円余が都合 3 億 8,300 万円余というのを基金から充当している形となっております。

それから、本年度につきましては、木造公共施設につきまして 1,500 万円、それから CLT 工法の導入推進のために 665 万円などを含めまして 3,700 万円余というような形の事業となっております。以上であります。

小越委員 その 3,700 万円で、森の 10 ページの不用額が 1,600 万円残っているわけですね。先ほど、CLT と木質バイオで 3,700 万円を基金から入れたって言うんですけど、執行残が半分ぐらいあるということになりますと、じゃあ、何が予定しているものをしなかったのでしょうか。

桐林林業振興課長 森の 10 ページにおきます執行残の主なものにつきましては、補助を予定しておりました補助事業者から、設備の導入の日程等の関係から、補助を利用しないということが後から県のほうに報告がออกมาして、結果的に補助を使わなかったというのがあります、その残というのが約 1,400 万円余というふうになっております。以上であります。

（恩賜県有財産特別会計歳入決算について）

小越委員 次に、私が聞き間違えたかもしれませんが、森の 12 ページの恩賜のところの行政財産使用料、演習場の使用料というふうにしたしか聞いた気がするんですけど、予算現額に対して調定額がふえているんですけども、これはなぜなんでしょうか。

山田県有林課長 これにつきましては、演習場対策協議会が国と折衝する中で金額が増額になったものです。

小越委員 どうしてふえた理由はここではわからないんですか。

山田県有林課長 交渉の過程はここではちょっとわかりません。いずれ交渉する中で増額になったと理解しています。

小越委員 それはどこかにお聞きすれば交渉の中身はわかるのでしょうか。なぜ 2 億円がふえたのかというのは、毎年毎年ふえているのか、どういうぐあいにふえたのか。

山田県有林課長 この課というよりは、演習場対策協議会の事務局を、北富士演習場対策課のほうで持っています。

（事業費の減額について）

小越委員 次に、森の 6 ページ、7 ページです。先ほど山田委員からも公共事業がなかなか進んでいないという話があったんですけど、先ほど、国補が予定よりも下回ったから予算に達しなかったという話がありましたが、造林費、それから林道費、治山費が、前年度より執行額が減っていますよね。造林費は約 2 億円、林道費が約 6 億円、治山費は昨年の実績に比べて 18、19 億円減っているんですけども、それはどうしてなんでしょうか。予算がそもそも少なかったのか。どうしてこんなに昨年に比べて執行額が少ないのでしょうか。

鷹野治山林道課長 森の 7 ページ、林道費、治山費について御説明をいたします。当初予算の数字はちょっと今、手元で確認できていないのですが、精算額については県予算に対して国の内示額が低いということで対前年よりも低い決算額となっております。

金子森林整備課長 造林費についてですが、造林費は当初予算に対しては国の内示が不足していたということがあるんですけど、2 月補正で 8,800 万円ほど増額をされていますが、年度の決算になりますので、例えば昨年の 2 月補正予算は今年の予算で使われることになりまして、ちょっと並べ方が難しいのですが、決算上の造林費では、この年はそのような推移になっております。

質 疑 総務部・防災局・人事委員会事務局関係

（不納欠損額について）

山田（一）委員 総の 1 の不納欠損額の中で、県民税はね……その前に、大分、収納率を上げていただいていると思います。その上で自動車税が、県民税はね、個々のちっちゃい金額も多いと思うんですが、この 2,200 万円、不納欠損になる前に、自動車というのの一つの財産ですので、県も努力しているのはわかるんですが、もうちょっと不納欠損になる前に何とか手は打てなかったのか、ここをまずお聞きをします。

保坂税務課長 自動車税徴収対策ということでございます。まず、不納欠損となる理由でございますが、不納欠損というのは、これは財務上の行為でありまして、これの前提として租税法上の滞納処分の執行停止ということを行います。これは事由が 3 つに限定されておりまして、滞納者の財産がない場合、それから滞納者と財産がともに不明である場合、もう一つが滞納処分を執行することによりまして納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、この 3 つに限定されております。

滞納者の方につきましては、まず基本的には財産調査を行いまして、徹底して財産調査を行うわけでございますが、財産調査を行った上でも、なおかつ財産がないとか、生活を窮迫するおそれがあるという場合に初めて滞納処分の執行停止を行います。この状態が 3 年間継続しますと、ここで不納欠損といたします。

また、3 年より前に 5 年が経過した場合には、消滅時効 5 年ということで不納欠損処分させていただきます。以上でございます。

（収入未済額について）

山田（一）委員 次に、収入未済の中で、これ、一問一答になるけど、一緒にここの収入未済の中でお答えいただきたいのですが、県民税の約 1 割が、これからいくと、今ある金額の大体、不納欠損になってくるんですよ、このまま見ると。その対策はいかにしているんでしょうか。

保坂税務課長 このデータですと 1 割ということでございますが、対策といたしましては個人県民税につきましては市町村が賦課徴収を行っておりますので、県としては市町村の徴収を支援するという形をとっております。これにつきましては、平成 20 年度に地方税滞納整理推進機構というものを発足させまして、県として連携した取り組みを行っております。特に現在におきましては、県職員 2 名をそれぞれ各市町村に半年間派遣するような形で、その市町村職員と一緒に滞納整理を行っております。こういった取り組みを通しまして、市町村自体の徴収力を強化することにより、個人県民税の徴収率の向上につなげております。以上でございます。

山田（一）委員 不動産取得税が監査意見書によると、約 1 億円、今回ふえていまして、総の 1 で収入未済額が 2 億円ですよ。そして、これも先ほど私が言ったように、財産自体が一応あるという状況の中で、収入未済になっている、この件については、これは不納欠損しないぞとか、どういう対応をしているのかお聞きをしたい。

保坂税務課長 不動産取得税の収入未済額約 2 億円ということでございますが、27 年度におきましては特殊な事情がございます。1 億数千万円でございますが、徴収猶予の関係がありまして、企業立地の関係で、企業立地推進法に基づきまして、これは

将来課税免除になる案件でございますけれども、これは工場を稼働させますとその時点で課税免除となりますが、27年度内に工場の稼働がなかったものですから、27年度におきましては収入未済ということで、次年度以降において、いずれ課税免除ということになりますので、不納欠損処理にはなりません。

なお、その他の部分でございますが、不動産取得税につきましては、不動産を取得した事実がございますので、当然のことながら、不動産を差し押さえれば、これを公売することによって税の徴収ができるわけでございます。ただ、多くの場合、民間金融機関からの借り入れによりまして不動産を取得しておりますので、県税に優先する債権がありまして、なかなかこれが取れないというような状況もございますが、いずれにしましてもあらゆる手段を通しまして財産調査を行いまして、可能な限り不納欠損が少なくなるように努めてまいります。以上でございます。

山田（一）委員 非常に頑張っていると思っております。数字は大きいですけどね。

最後に、山梨県公報の平成28年4月28日の監査委員の監査の結果において、総務部の職員厚生課について指摘がされておりまして、2件あるのですが、歳入について次のとおり収入未済があったということで、恩給の過払いがあつて、その方がお亡くなりになったということですが、これ、27年度中にはどのようなことが、27年どうなったのかお聞かせください。

秋山職員厚生課長 恩給の過払いにつきましては、平成8年度、平成9年度に過払いになっていたものです。その後、一旦少しずつ納付していただいたものが、またしばらくの間、納付がありませんでしたが、平成28年の1月から毎月、4,000円ずつではあります。また分割の納付が始まりまして、平成27年度は1万2,000円、平成28年度は4月から9月まで2万4,000円の納付が確認されておりますので、今後ちょっと先は長いですが、引き続き納めていただくようにしてまいります。

（財産収入について）

山田（七）委員 防の1ページで財産収入のところで、これ、あまり金額的には大きくないんですけども、66万4,000円というのがありまして、これ、予算現額がないということなのですけども、今年からの家賃収入という形ではよろしいのでしょうか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） この家賃貸付料につきましては、防災安全センター内の自動販売機を設置している部分の行政財産貸付料、それから消防学校内にもやはり自動販売機がございまして、その設置にかかる行政財産貸付料、それが61万8,000円で、消防学校がほとんどでございます。収入に関しては、売れなければ自動販売機を撤去してしまうということもございまして、最初の自動販売機につきましては、消防学校改築後初めてということで、予算に計上してございました。今後は計上されます。

（収入未済額について）

遠藤委員 先ほどの滞納整理のことですけれども、成果が上がっているということだったので、悪質な場合、他の社会保障料とか県営団地の使用料とか、かかっているケースがあるというふうなことを想像しますが、先ほどの説明の中では市町村との連携というのとはとられているというふうには聞いたのですが、庁内の中での連携、あるいは情報交換みたいなことはどうされているのでしょうか。

保坂税務課長 税務に関する情報につきましては、守秘義務がございまして、なかなか情報の共有というわけにはまいらない状態でございます。以上でございます。

遠藤委員 逆に、情報を聞くことはできるんでしょうか。

保坂税務課長 税務調査の一環でこちらの側から情報を収集するという事は、これは可能でございます。

遠藤委員 いろいろなところで滞納というのがあるので、今後、その方向で検討はしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保坂税務課長 税外収入も含めて、歳入の確保は非常に重要なことでございますので、可能な限り連携ができるものについては連携してまいりたいと考えております。

（県債管理基金積立金について）

遠藤委員 それから、総の 17 ページです。公債費の県債管理基金積立金で 46 億 2,000 万円、この説明をお願いできますか。

泉財政課長 お答え申し上げます。県債管理基金積立金は、あくまで公債費に要します、公債管理特別会計の中で満期一括償還する全国型市場公募債の償還に要する、そのための基金に資する積立金というふうに御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

遠藤委員 これがですね、決算書の 364 ページの基金の中で、平成 27 年度中の増減分ということで、45 億 7,100 万円ということなんですけれども、この差額がどうなっているのかお伺いたします。

泉財政課長 こちら、積立金と現在高の違いということでございましょうか。

遠藤委員 もう一度質問します。総の 17 ページは 46 億 2,000 万円という記載があります。これは先ほど有価証券の積み立てだとおっしゃいましたけれども、決算書の 364 ページのほうでは、平成 27 年度中の増減高が 45 億 7,100 万円余。この差額がわからないのですけれども、教えてください。

泉財政課長 出納整理期間の期間に伴う額の変動というのが影響しているものと思います。

遠藤委員 要するに、時価が違うということですか、これ。

泉財政課長 こちらの資料はですね、3月31日の時点でございまして、それから今回のお示しをしている概要におきましては、その後、出納整理期間の部分が影響しているということで、額が多少ずれてくるということでございます。以上でございます。

遠藤委員 済みません、そうすると、有価証券は全部、そのときの時価で算出されているということですか。

泉財政課長 そのとおりでございます。

遠藤委員 ここで差額が生じるのは、何かの損失でどこかで出さなきゃならんということですよ。それはどこに出ているんですか。

泉財政課長 改めましてその点は確認をさせていただきまして、別途説明させていただいてよろしいでしょうか。

遠藤委員 先ほど、森林環境のほうで、借換債のことがありましたけれども、本来、この借換債というのは、この県債管理基金の中でやりとりするようなことではないのでしょうか。

泉財政課長 公債管理基金につきましては、もともとは目的といたしまして一般会計予算、こちらの予算に借りかえの影響を与えない、これを主の目的といたしまして設置をした特別会計でございます。ですから、したがって、森林のほうで所管しています恩賜県有林財産特別会計、こちらにつきましては、別途、そちらのほうで借りかえを行うということで御理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

（管理職以上に占める女性職員の割合）

小越委員 主要成果説明書の 129 ページ及び 130 ページですけれども、管理職以上に占める女性職員の割合、裏のところにも載っているんですけれども、9.0%、直近の平成 27 年度。目標値が平成 31 年に 16% になっているんですけど、その次の、例えば 131 ページの審議会の女性の意見の反映は、委員全体に占める割合が 36.3%、4 割目指しているのに、なぜこの目標値が 16% なのでしょう。女性の県職員のところは 4 割って言うふうに目指すのが筋だと思うんですけど、審議会のところは 4 割目指して、県の職員のところは 16% というのは、なぜこのようになっているのでしょうか。

中澤総務部次長 こちらの 129 ページのほうの女性職員の割合のところでございますが、これは女性の活躍という形の中で昨年、私どものほうで 28 年の 3 月に目標等をつくったものでございますが、やはり現在の女性の職員、県庁の中にいる女性の職員の中で、この 31 年までの間に管理職に登用していくという年齢構成とか、実際に何人の女性の方がいるかというところを見ながら、当然、管理職になる手前の方、副主幹とか主幹の方とか主査の方とか、そういう方々が順次上がっていくわけですので、その全体の数字の中から何人の方が管理職に上がっていくのかという分子の部分と、全体の県職員の中という数字を見たところで、極力頑張っただけでここまでの数字という形になっております。御理解をお願いいたします。

小越委員 御理解はできないんですけれども。だったら 40% になるのは何年なのかっていう目標を定めていただかないと、ずっと 16% のままで行くんですよ。4 割って言うのを早く達成していただきたい。それは総括でやりたいと思います。この今の数字はこのままにしておきます。16% という数字はあまりに低いと思っております。

（県税について）

それから、改めてお聞きしたいのですけれども、総の 1 ページ、改めて決算の概要説明でも若干あったのですけれども、今回、県税収入がふえて、とりわけ県税収入の県民税もふえています。事業税が大きく伸びております。それはどうして事業税、県税、ふえたというふうに考えられているのか。総 1 の、とりわ

け事業税ですね。県民税もふえていますけど、県税全体のところがふえているのはどういうふうに分析されていますか。

保坂税務課長 事業税の伸びでございますが、事業税につきましては、個人と法人がございます。まず、個人の事業税につきましては、13.1%の伸びでございます。それから、法人の事業税につきましては、39.2%でございます。法人事業税の伸びですが、これは端的に企業の業績が伸びたということでございます。ただ、課税時期の関係から、この企業の業績と申しますのは、平成26事業年度でございます。26事業年度が25事業年度に比べて伸びたということで、課税としては27になりますけれども、企業の業績としては26事業年度が伸びたということでございます。

また、個人の事業税につきましては、26年の事業者の個人所得が25年の所得に比べて伸びたということでございます。以上でございます。

小越委員 26年が27年度と、1年おくれで来るというのですけれども、個人のところよりも法人のほうが伸びが多いというのは、個人のほうはどのようにしてこれだけ事業に対して少ないんでしょうか。

保坂税務課長 個人の所得よりも法人の所得の伸びのほうが多かったということでございますが、法人事業税につきましては、特に県内の場合ですと、大手、大体上から数えて20社程度で事業税のおおむね約50%前後を納付していただいております。特に、この20社の企業の業績が大変に伸びているということでございます。以上でございます。

小越委員 そうですよ。山梨県は法人二税に占める県税収入の割合が全国でも高いんですよ。首都圏だと3番目ぐらいなんですけれども。それで、もう一つ、仕組み的なものなんですけれども、法人二税償還金、それから、それが支出でもありますし、不用額でも法人二税償還金が出ているんですけど、ここのところはどのように分析されていますか。

保坂税務課長 法人二税等償還金でございますが、これは前年度に中間納付をした法人が翌年度に確定申告した際に、確定申告の税額が中間納付額を下回った場合には、それは還付をするということになっております。これが法人二税等償還金でございます。不用額が生じた原因ですが、これにつきましては、通常、事業が予算を下回りまして、支払えなくなりますと、法人に対して還付加算金というものをつけて返さなければなりませんので、法人二税等償還金の予算につきましては、少し安全を見まして、1割程度は余分に見込んでおりますので、その関係で不用額が生じております。以上でございます。

小越委員 この県税については、税制改正についてはこの伸びに関係ないんでしょうか。

保坂税務課長 今回、県税収入の伸びの中で、税制改正に影響があるものは、地方消費税の伸びでございます。といいますのは、26年4月1日に地方消費税の税率が1%から1.7%に増税になっております。26年度決算におきましては、旧税率と新税率が混在した形でこれがされておりますが、27年度決算になりますと全てが新税率ということで、地方消費税が51.7%の伸びということでございます。以上でございます。

（基金について）

小越委員

監査委員の歳入歳出決算審査意見書の 3 ページ、歳入のところ、先ほどの御説明と同じように、「我が国の経済状況は」というくだりがグラフの真ん中にあるんですけども、ここは私の覚えで、前年の記載とほぼ同じ記載になっております。「これから持ち直していく」と、「海外景気の下ぶれに引き続き留意が必要」、このセンテンスについて財政課とすると、この分析について御意見ってありますか。「歳入について我が国の経済状況は平成 28 年 8 月から内閣府が」という、このくだりです。

保坂税務課長

これは、今年度の税収を見込む際にはこうした状況は十分把握する必要がありますので、この点につきましては、特に修正の必要性がないものと考えております。

小越委員

もう 1 点、この歳入歳出決算審査意見書、12 ページ②のところ、「財政調整基金及び主要 3 基金」が、先ほど話が出た、「882 億円になっている」と。基金の運用については、預貯金をはじめ債券等の金融商品が過去にない低金利で運用益が少なくなっていることから、複数の基金をまとめて運用する新たな運用法を検討していくという、こういう意見なんですけど、これについて財政当局のお考えがあったら聞かせてください。

泉財政課長

今の点につきましてお答えを申し上げます。財政課のほうで所管しております会計の基金につきましては、一つは公債管理基金、それから公共施設整備等事業基金でございます。こちらにつきましては、財政課のほうで日々、金融機関とコミュニケーションをとりながら、金融商品の利率の差を見ながら運用しております。ただ、一方で、出納局との整合性というのがございます。そちらのほうで預金を運用しているところがございます。両者それぞれ連携を取り合って、情報を取り合って、日々の運用に努めていると、そのような状況でございます。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 基金の総括的な管理は出納局でしており、監査委員の御意見については、私どもも十分留意をして、今後の運用方針を決めていきたいと考えております。しかし、現時点ではあまりにも金利等が低いので、幾つかの基金をまとめて運用することによるメリットが少ない状況にあります。元本保証の金融商品でしか基金の運用はできませんので、国債利率等がゼロからマイナスになっていることもあり、債券での運用がなかなか困難であります。そう考えますと、現在、基金の運用について研究を進めておりますけれども、すぐにやるということはございません。

小越委員

複数の基金をまとめて運用するなどということ、3つの目的で基金がつけられているんですけど、それを運用し合ってほかのところ、補うとかいう、そういうことをしたらどうかというふうに私は読み込んだんですけども、それについての御意見などはありますか。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 監査委員からはそのように、主要 3 基金のみでなく、やったらどうかということはいたっています。ただ、森林環境税の基金のように、基金へ 1 回プールして取り崩すというものもあり、また主要 3 基金等のように、積み立てて運用していくものなどいろいろありますので、全基金を一緒に運用することは難しいと思っております。

ほかの県でやはり基金の共通運用をしている県がございますので、それらを参

考にしながら現在研究はしております。ただ、先ほど申し上げたように、預貯金で運用する分についてはまとめてもさほどメリットがないことや、国債等の利率からしても、すぐにここに手をつけることは難しいということは監査に申し上げて、一定の理解をいただいているところでございます。

（市町村振興資金貸付金について）

桜本委員 総の 13 で、市町村振興資金の貸付金、ここの中で支出で 12 億円余、そして執行残で 8,270 万円ということの中で、この歳入歳出決算報告書の 362 ページの債権、市町村振興資金貸付金。この数字の流れについて御説明願いたいんですが。

森田市町村課長 市町村振興資金につきましては、これまで資金の中で蓄えてきた金額、それから当該年度における貸付金の元利収入を歳入として、それをもととして当該年度の貸付を行っているところです。平成 27 年度におきましては、12 億 1,700 万円余の貸付を行ったところであります。以上でございます。

桜本委員 いやいや、そんなこと聞いているんじゃないくて、それは見ればわかることで、それが歳入歳出決算報告書の中の債権という 362 ページ、前年度末の現在額、あるいは 27 年度末現在額というような、ここの数字と何か連動というか、そういったものの説明をしてもらいたいということです。

森田市町村課長 申しわけございませんでした。市町村振興資金の貸付金につきましては、前年度末現在ということで 60 億 9,298 万円でございます。平成 27 年度におきまして、特別会計では当該年度に元金の収入が 13 億 8,000 万円余でございます。そこにあわせまして当該年度の貸付を 12 億円行ったところで、市町村振興資金貸付金分の差引としまして 2,080 万 5,000 円の減額となり、27 年度末におきましては 60 億 7,217 万円余となっているところでございます。

桜本委員 じゃあ、執行残の 8,270 万円というのはどういう数字なんですか。

森田市町村課長 執行残につきましては、2 月補正予算算定前に各市町村の資金需要等を確認いたしまして、当該年度、27 年度の支出予定を計算いたしました。その後、市町村での需要、これは執行残、入札差金等がございますので、その金額が精査された際に全額 12 億円ほどの中で、8,200 万円の不用額が出たということで、執行残となっているところです。以上です。

桜本委員 それ、説明はわかるんです。8,270 万円というのは、どこにこの数字が行くんですか。執行残は。

森田市町村課長 執行残につきましては、繰越金として平成 28 年度への繰越となることとなります。

以上

決算特別委員長 望月 勝